

# 近世ロンドンの教区における救貧

宮 川 剛

【要約】 一六世紀後半から一七世紀前半のイギリスでは救貧をめぐる問題が深刻化し、慈善・寄付の現状に大きな関心が寄せられることとなる。本稿では、エリザベス救貧法体制における救貧の単位であり、かつ、富者と貧者が私的な慈善・寄付をつうじて結びつく場でもあった教区に焦点を合わせる。すなわち、ロンドン市内のセント・パースロミュー・エクステンジ教区を主たる対象として取り上げ、一六世紀末から一七世紀前半におけるこの教区の救貧活動を、救貧のための財源、救貧扶助を受けた人々、慈善・寄付の動機など、様々な角度から解明することを目指す。教区を対象とすることにより、救貧法による公的な救貧と、私的慈善による貧者への援助とが救貧の現場においていかに機能していたかを、実態に即して考察することができるのである。

史料 八四巻一号 二〇〇一年一月

## はじめに

一六世紀後半から一七世紀前半のイギリスは、人口増加に起因する貧困が悪化し、救貧法が導入されるに至る時期にあつており、明らかにひとつの画期を成している。さらに、宗教改革の影響も無視できない。修道院や兄弟団など慈善的活動の担い手が解散させられたことは、救貧における真空状態を生み出すこととなった。このような状況を受けて、この時期に慈善・寄付などの問題が多く論者から様々な議論を引き出すこととなり、「救貧」はこの時代のトピックとして前面に出てきたのである。

この時代の救貧を考察するうえで教区Parishに注目することには大きな利点がある。言うまでもなくエリザベス期に成立した救貧法体制において教区は救貧の単位であった。また、宗教改革以前はもちろんのこと、宗教改革以後においても、教区は富者と貧者が様々な寄付・慈善を介して結びつく場であった。よって、教区を対象とすることにより、救貧法による公的な救貧と、私的慈善による貧者への援助とが救貧の現場においていかに機能していたかを、実態に即して考察することができるのである。本稿は、一六世紀後半から一七世紀前半のイギリス（ロンドン）における救貧の実態を、教区に焦点をおいて、考察することを目的とする。まず、そのための予備作業として、第一章では、慈善・寄付の現状が当時の人々によりいかに認識されていたかを、当時の説教、著作などを史料として明らかにする。第二章では、教区における救貧活動の財源について検討を加える。第三章では、教区における救貧活動の実態を実例に即して明らかにする。そして、第四章において、教区における救貧の重要な財源であった教区民からの寄付について、主に寄付者の動機に注目して考察する。

## 第一章 一六世紀後半から一七世紀前半における慈善・寄付をめぐる言説

同時代人による慈善・寄付についての認識は、おおまかに言って、悲観論と楽観論とに分類できる。<sup>①</sup>

まず悲観論よりみてみよう。この種の議論の論調は、宗教改革以前のイギリス、および、同時代のカトリック諸国と比較して、宗教改革以後のイギリスの慈善・寄付の現状が、おおいに見劣りするというものである。

たとえば、Thomas Whiteは一五七七年におこなった説教において、当時の慈善・寄付の衰えを嘆いている。彼によれば、確かにロンドンには救貧のための準備があり、ホスピタルも機能しているものの、個々の私人Private Menの信仰は乏しく、私的な施しも不足している、という<sup>②</sup>。また、Lawrence Chadertonも一六世紀後半当時の信仰の衰えを嘆いている。外国のカトリックは、かれらの貴族・聖職者によるホスピタリティがさかんなこと、教会・修道院などの立派な

ことを誇るが、それに対して我々プロテスタントは沈黙せざるをえない、と Chaderton は述べている。<sup>③</sup>

さらに、より詳しく、また確かな根拠に基づいた悲観論の主張として、Philip Stubbes の一五九三年の著作を取り上げる。ロンドン市長 Cubert Buckle に宛てた献呈の辞によれば、Stubbes は、一五九二年までに約三ヶ月ほど全国を旅行し、過去に設立された教会建築、学校、ホスピタルなどの施設の現状を視察した。その結果、これらの施設の多くが荒廃していることを発見した。この著作執筆の動機として、かれは、当時の人々に自ら善行 good works をなさないまでも、先人が遺したものを維持するよう訴えかけること、それにより、カトリックに、プロテスタントのイギリス人を批判する理由を与えないこと、を挙げている。<sup>④</sup>

特に Stubbes は、この著作の第二章を、キリスト教徒にとつての寄付・慈善行為の重要性、および、過去にイギリス人が行つた寄付・慈善行為の列挙と称賛にあてている。宗教改革以後のプロテスタントの信仰においては、業による救済が否定されたため、善行をなす必要はない、と公言する者に対して、プロテスタントの側に身を置きつつも、Stubbes は信仰の証しとして善行をなすべきことを主張して、寄付・慈善行為の重要性を強調する。<sup>⑤</sup>

Stubbes の現状認識では、一六世紀末のイギリスは、過去のイギリスおよび同時代のカトリック諸国と比べて、善行の点で大いに見劣りしていた。そのことの論拠として、彼は先人による寄付・慈善行為の顕著な例を列挙する。ケンブリッジ・オクスフォード両大学の諸学寮の設立者のリストに始まるこの列挙において、主に取り上げられているのは中世の事例であり、一六世紀末当時の人々に対して警鐘を鳴らす目的でこのリストが作成されていることは明白である。<sup>⑥</sup>

では、当時における寄付・慈善行為の衰えの原因について、Stubbes はどのように考えていたのか。彼によると原因は地主ジェントリをはじめとする富裕層の都市居住と奢侈にある。かつての富裕層が多くの従者を抱え、ホスピタリティや施しに多くの支出を行っていたのに対して、最近の富裕層は都市に住居を構え、収入の多くを贅沢な衣服や豪華な邸宅に費やしているというのである。<sup>⑦</sup> 富裕層の都市居住と奢侈がイギリスの利益に反するという見解は、一六世紀末から一七世

紀前半にかけて繰り返し出された「ジェントリ婦郷令」の認識とも共通するものであるといえる。<sup>⑧</sup>

他方、一六世紀後半から一七世紀前半のイギリスでは、以上のような悲観論に対して、イギリスの寄付・慈善行為は、宗教改革以後大いに発展したのであって、同時代のカトリック諸国をも上回るのだ、という正反対の議論、「楽観論」とでもいべき議論が存在した。

たとえば、Francis Trigge は、修道院解散が貧困問題の悪化をもたらしたという主張に対して、反論する。彼は、かつての修道院に比べて、宗教改革以後のイギリスの地主は貧民や借地人に対して苛酷であることを認める。しかし、同時に当時の貧困問題の原因を修道院解散以外に求めるべきことをも強調する。物資の不足、人口増加、物価高騰が真の原因であって、この状況下では、仮に修道院が存続していたとしても、おそらく寛大ではいられなかったであろう、というわけである。とりわけ、Trigge の著書執筆に先立つ数年間、すなわち一五八〇年代の状況の厳しさを、Trigge は、神がイギリスの富裕層を試すために与えた試練ととらえる。この危機のさいにイギリスの富裕層が示した対応（都市への食糧提供、貧民向けの食糧の廉価販売など）は、富裕層がこの試練に見事に応えた例である、と Trigge は主張する。<sup>⑨</sup>

また、Robert Tynley は、宗教改革以後の救貧対策の進展を強調する。彼は、かつては無視されていた貧民の叫びが取り上げられ、怠りがちであった救貧が滞りなく実施されるようになったと主張し、これを「真のプロテスタント教会の奇跡」と表現している。彼が根拠として挙げるのは、ロンドンのホスピタルの活動やヴァージニア植民に果たしたロンドン貿易商の活躍である。<sup>⑩</sup>

Robert Wakeman は、Tynley 同様、ロンドンにおけるチャリティの成果を称えるところに、それを外国の例と比較する。彼によると、執筆の前年（一六〇六年）にロンドンの四つのホスピタルにおいて救貧扶助を受けた孤児、負傷兵、その他の労働不能者は四二五八人にのぼる。このように、彼はロンドンがチャリティの点で世界のどの都市にも優ると主張する。<sup>⑪</sup> John King は、セント・ポール大聖堂再建のための寄付を呼びかけた説教において、ジェームズ一世即位以後一七

年間に大学、図書館、説教のために多くの寄付がなされたこと、また、ロンドンにおける寄付の成果はイタリアの諸都市（ヴェネツィア、ナポリ、ミラノ、ローマ）をも凌ぐことを主張した<sup>⑩</sup>。

以上の楽観論がいずれもやや主観的に過ぎる傾向があるのに対して、より客観的な裏付けに基づいて議論を展開したのが、Andrew Willetである。彼は、一六三四年の著作の巻末において、エリザベス期以後になされた主要な寄付の実態をリスト・アップして、エリザベス期以後の六〇年間に、カトリック時代の六〇年間になされたものの二倍の寄付がなされたとの数値を出している。また、単に量の点で優るのみならず、プロテスタントは寄付の質・目的の点でもカトリックに優るといふ。カトリックが、虚栄心から、あるいは、罪の許し・救済を得るために善行を行うのに対して、プロテスタントはただ信仰の証しとして、そして神を称えるために善行を行う、というわけである。このようにして、Willetはイギリス人は善行を批判し、それを怠っているというカトリック側の非難に対する反論に数量的裏付けを与えたといえる<sup>⑪</sup>。

以上のように、一六世紀後半から一七世紀前半のイギリスにおいては、寄付・慈善行為の現状について、相反する議論が並存していた。もちろん、これらの議論は必ずしも信頼すべきデータに基づくわけではない。多くは著者の主観、印象を述べたにすぎぬものであり、無批判に鵜呑みにすべきではないかもしれない。最も数量的に確固たるデータに基づいているかにもえる Willet の著書でさえ、現在の研究ではかなり誤りが含まれることが指摘されている<sup>⑫</sup>。また、悲観論、楽観論の主張の違いは単にこれらの著作の種類、執筆の意図によるものに過ぎない可能性も否定できない。たとえば、カトリックの論者との論争において執筆された著作であれば、宗教改革以後のプロテスタントによる寄付・慈善行為の成果を誇張するのに対して、国内の聴衆に対して寄付を呼びかける場合には悲観的な現状が強調される、といった可能性も否定できないのである。したがって、これらを歴史研究の史料として扱うに際しては、相應の批評的配慮と対応が要求されるであろう。しかし、一六世紀後半以後のイギリスにおいて、寄付・慈善行為をめぐって、かくも多様かつ豊かで polemical な言説が存在すること自体から、この時代のイギリス社会におけるこの問題の大きさが窺えるし、同時にこれら

の史料は考察すべき諸々の論点を我々に提供してくれる点でも貴重である。

以上の著作では、それらの性格上当然のことながらほとんど触れられていないが、チューダー期には、最終的に一六〇一年の救貧法に収束していくことになる諸々の法律が成立し、イギリスの救貧行政に大きな影響を及ぼすことになる。では、救貧法による救貧、すなわち救貧税 *poor rate* を財源とする救貧と、上の諸々の著作・説教が奨励していた寄付・慈善とはいかなる関係にあったのか。同時代人の一人、Robert Allen は一六〇三年の著作において、救貧法の導入が寄付を促進したとの興味深い見解をとっている。救貧法により、援助に値する貧民 *deserving poor* と物乞いやごろつきなどが区別された結果、寄付者はかれらの寄付・慈善が物乞いを利することなく、有効に活用されるとの確信を得ることができ、そのことが寄付増加につながった、というわけである。<sup>⑮</sup>

しかし、たとえば、教区における救貧の現状を検討すればわかることだが、事情はおそらくそう単純なものではなかったであろう。

- ① W. K. Jordan, *Philanthropy in England 1480-1660: a Study of the Changing Pattern of English Social Aspirations*, London, 1959, pp. 228-239.
- ② Thomas White, *A Sermon Preached at Pauls Cross on Sunday the Thirde of November 1577*, London, 1578, pp. 61-62.
- ③ Lawrence Chaderton, *A Godly Sermon Preached at Pauls Cross, London, 1580*, p.52.
- ④ Philip Stubbes, *A Motiue to Good Works*, London, 1593, Dedication.
- ⑤ Stubbes, *A Motiue to Good Works*, pp. 37-40.
- ⑥ Stubbes, *A Motiue to Good Works*, pp. 57-62.
- ⑦ Stubbes, *A Motiue to Good Works*, pp. 130-133.
- ⑧ F. Heal, 'The Crown, the Gentry and London: the Enforcement of Proclamation, 1596-1640', in C. Cross, D. Loades and J. J. Scarisbrick (eds), *Law and Government under the Tudors*, Cambridge, 1988, pp.211-226; F. Heal, *Hospitality in Early Modern England*, Oxford, 1990, pp. 117-122.
- ⑨ Francis Triggs, *An Apologic, or Defence of our Dayes, against the Vaine Murrerings & Complaints of Manie: Wherin is Plainly Proved, that Our Dayes are More Happy & Blessed than the Dayes of Our Fore-fathers*, London, 1589, pp. 7-9.
- ⑩ Robert Tynley, *Two Learned Sermons Preached, the One at Pauls Cross, the Other at the Spittle*, London, 1609, pp. 67-68.
- ⑪ Robert Wakeman, *The Poor-Mans Preacher: a Sermon*, London,

1607, pp. 25-26.

② John King, *A Sermon at Pauls Crosse on behalfe of Pauls Church*, London, 1620, pp.43-46, 55.

③ Andrew Willet, *Synopsis Papismi: that is a General Viewe of Pa-*

*istry*, London, 1634, pp.1219-1243.

④ W. K. Jordan, *Philanthropy in England*, p. 236, n. 5.

⑤ Robert Allen, *The Odeiferous Garden of Charity*, London, 1603, Dedication, pp. 35-37.

## 第二章 教区における救貧のための財源

救貧税と私的慈善とが救貧活動において果たした役割について、W・K・ジョーダン<sup>④</sup>は、遺言書史料と貧民監督官の会計簿とを比較した結果、一六六〇年以前のイングランドにおいて、救貧のために用いられた総額のうち、救貧税によるものが七%を超えたことはない、との主張をおこなった<sup>⑤</sup>。それに対して、P・スラックは、ジョーダンが利用した貧民監督官の会計簿は一部のみであること、遺贈財産は目的通りに利用されないことが多いことを指摘し、一七世紀初頭、一七世紀中頃、一七世紀末の三つの時期について救貧税収入と救貧目的の基本財産 (charitable endowment) からの収入との比較をおこない、一七世紀中頃に両者がほぼ等しい額を集めていたこと、一七世紀末には救貧税収入が私的慈善からの収入をはるかに凌駕していたこと、を明らかにした<sup>⑥</sup>。また、R・W・ハラーンは、ピューリタン革命期のロンドンの教区において、救貧税収入が私的慈善からの収入を上回っていたことを示している<sup>⑦</sup>。他方、I・アーチャーによるエリザベス期ロンドンの研究では、一六世紀後半のロンドンでは救貧税収入の伸びが停滞していたのに対して、遺贈などによる私的慈善は貧困問題悪化に対応して増加していったことが指摘されている。とはいえ、アーチャーも、救貧税収入が救貧に果たした役割の割合を、ジョーダンよりはるかに高く評価している<sup>⑧</sup>。

このように、かつてのジョーダンの主張とは異なり、その後の実証研究により、一六六〇年以前においても救貧税からの収入が救貧活動において大きな比重を占めていたことが明らかにされてきている。しかし、ここで問題とすべきなのは、

単に救貧税収入と私的慈善からの収入の比重ではない。事実、近年、救貧・慈善の歴史の研究において、公的福祉と私的慈善とを対立的に捉えてきた従来の見解への批判がなされてきている。従来の研究は、公的な福祉と私的慈善といったように二元論的に区分し、これら対立する要素を時間軸に沿って位置付けてきたといつてよいだろう。すなわち、どの社会も私的慈善優勢の社会から、近代的な福祉国家へと到達するとの前提に基づいて研究がおこなわれてきたようなのである。<sup>⑤</sup>むしろ、このような二元論・目的論に陥ることなく、過去の社会において公的な福祉と私的慈善とがいかに相補いつつ救貧活動に貢献していたかを説明するのがわれわれの当面の研究の課題といえるのではないか。

右のような問題を考察するうえで、教区 *parish* に着目することには大きな利点がある。言うまでもなく、エリザベス期に成立した救貧法体制において教区は救貧の単位であった。また、死後の魂の救済を求めて貧者への施しがなされた宗教改革以前はもちろんのこと、宗教改革以後においても、教区は富者と貧者が様々な寄付・慈善を介して結びつく場であった。よって、教区を対象とすることにより、救貧法による公的な救貧と、私的慈善による貧者への援助とが救貧の現場においていかに機能していたかを、実態に即して考察することができるのである。

そこで以下の章では、ロンドン市内の約一〇〇教区のうち、セント・パーソロミュー・エクステンジ *S.t. Bartholomew Exchange* 教区を主たる対象として取り上げ、一六世紀末から一七世紀前半におけるこの教区の救貧活動を、公的救貧と私的慈善との関わりあい注目しつつ、救貧のための財源、救貧扶助を受けた人々、慈善・寄付の動機など、様々な角度から解明していく。セント・パーソロミュー・エクステンジ教区は、ロンドン市中央部に位置する比較的富裕な教区であり、慈善・寄付を多く集めた教区として知られる。<sup>⑥</sup>さらに、この教区は、慈善・寄付や救貧の実態を示す史料にも恵まれており、教区レベルでの救貧の実態を説明するうえできわめて有効なケースであると考えられる。

教区について簡潔に説明を加えておく。イギリスにおける教区制度は一〇一一世紀に形成され始め、一二世紀までには全国的に成立した。本来教会の単位であった教区は、チューダー期には世俗的・行政的役割を積極的に担うようになる。

一五五五年の公道法 (Highway Act) により、公道の管理責任が教区に委ねられたのもその一例であるし、エリザベス時代の一連の救貧法により、救貧責任が教区に任されることにさえなったのはその顕著な例である。

教区運営の中心を担ったのは教区会 vestry であり、ここに出席した主だった教区民により、教区の役員の人選や教区の支出・収入などの重要事項が決定された。セント・バーソロミュー・エクステンジ教区の場合、一六世紀後半以降の教区会の議事録 Vestry Minutes が残っており、教区会での議論や決定のプロセスをも含めた、教区の活動全般についての詳細な情報を与えてくれる。<sup>⑦</sup> 教区の業務を担当した教区役員のうち、最も重要なのが教区委員 Churchwarden であり、この役員の会計簿 Churchwardens' Account により、収入・支出を通した教区の活動を浮き彫りにすることができるのである。<sup>⑧</sup>

まず、セント・バーソロミュー・エクステンジ教区の救貧目的の財源について、同教区の教区委員会計簿に基づき、考察する。

この教区では救貧活動にどれほどの金額を集め、費やしていたのか、この点を検討してみる。この教区の教区委員会計簿は一五九八年度以後のものが残存しているため、考察対象となるのは一五九八年から一六四〇年までの約四〇年間となる。また、ここで対象とするのは、教区内の貧民のためになされた救貧活動に限られる。当時のロンドン市の教区では他の教区のための援助 (rate in aid) や負傷兵援助のための支出がなされ、教区委員会計簿ではこれらの支出も救貧目的の支出として分類されることが多かったのだが、これらの支出は直接セント・バーソロミュー・エクステンジ教区の貧民のために用いられたわけではないため、ここでは考察対象から外している。

この教区の教区委員会計簿のうち、一六三四年以後の時期については、活動内容に応じて、救貧用、説教用、教区教会用、教区の雑務用の四つの項目に区分されて、それぞれに収入・支出の額が記載されているため、救貧目的の収入・支出の額を算出することが容易である。しかし、一六三三年以前の時期については、収入の形態 (救貧税、教区の所有する不動



やがて消滅していったことによると考えられる。送金額の減少はロンドンの教区に広く見られた現象であることはスラックらによって指摘されている。<sup>⑩</sup>

救貧税以外の財源に基づく支出は、一六二〇年代中頃までは停滞していたが、一六二〇年代後半以降、持続的に増大しはじめ、救貧税収入に匹敵するようになる。詳細は後述するが、一六二〇年代中頃まで救貧税以外の財源に基づく支出が停滞した原因は、家賃収入や信託財産からの収入など、固定した収入源があまり増加しなかったためであり、一六二〇年代後半以後の増加は、富裕な教区民が相次いで救貧用に大規模な寄付をおこなって、救貧のための定期的な財源が拡充していったことによるものとおもわれる。この教区で救貧用に多額の寄付をおこなった教区民の典型として Richard Fish Pond を挙げる。ことができよう。一六三〇年以降、彼が呉服商組合に信託した遺贈より、毎年この教区の救貧用に二〇ポンドという大金が届けられることとなり、救貧用資金の大幅な拡充が実現している。<sup>⑪</sup>

では、救貧税以外の財源にはどのようなものがあったのか。先述した通り、救貧目的の財源の詳細について知ることのできるのには、セント・バーソロミュー・エクステンジ教区の場合、一六三四年以後のことである。ここでは一例として、一六三五年のケースを取り上げ、教区の救貧目的の財源を実例に即してみてみよう。

表 2 は教区委員会計簿より、一六三五年に救貧目的の収入を項目別に整理したものである。一六三五年には、救貧目的のために総額九二ポンド一三シリング七ペンスの収入があった。そのうち、救貧税によるものは四五ポンド五シリング八ペンス。救貧税以外を財源とするものは四七ポンド七シリング一ペンスであり、救貧税からの収入を凌いでいる。また、この表は、救貧税以外の救貧用の収入が、家賃収入やギルドへの信託財産からの収入のような毎年定期的に入ってくる固定収入と、肉食許可のための科料のような不定期なものから成っていることを示している。これらの収入源のうち、かつての教区民による寄付が不動産購入資金にあてられたことを考えると、ギルドへの信託財産からの収入はもちろんのこと、家賃収入も実際は寄付による収入とみなすことができる。よって、救貧税以外の財源とは、そのほとんどが教区民による

表2 1635年におけるセント・バーソロミュー・エクステンジ教区の救貧目的の財源

(単位: £-s-d)

救貧税	45- 5- 8
救貧税以外	47- 7-11
[内訳]	
教区所有の家2軒の家賃収入	15-12- 0
ギルドを通じてのもの	30- 9- 3
Humble 氏の寄付 (刺繍業組合を通じて)	1-10- 0
Sir James Wilford の寄付 (マーチャント・テーラーズ・カンパニを通じて)	2- 0- 0
Thomas Ormston の寄付 (織布工組合を通じて)	2-12- 0
Thomas Bramly の寄付 (小間物商組合を通じて)	4- 5- 3
Margaret Daine の寄付 (鉄器商組合を通じて)	0- 2- 0
Richard Fishborn の寄付 (呉服商組合を通じて)	20- 0- 0
レント期間中の肉食許可のため (3人より)	1- 6- 8
救貧用収入合計	92-13- 7

出典: *Accounts of St. Bartholomew*, pp; 101-102; *Vestry Minutes of St. Bartholomew*, vol. 1, p. 125.

寄付およびそれから生じる利益であったことがわかる。

さらにこのような寄付からの収入、とりわけ定期的な収入はさらに増加する傾向にあった。翌年の一六三六年以後、教区民 Thomas Jesson の寄付により、毎年二ポンド二シリングが貧民用のパンの代金として、救貧用収入に加えられている<sup>⑬</sup>。また、一六五〇年には、教区はさらに不動産を購入し、救貧目的の家賃収入を年一〇ポンド増やしている<sup>⑭</sup>。この一六五〇年の救貧目的の収入の内訳は、救貧税によるものが四四ポンド一七シリング一ペンス、それ以外の財源によるものが八一ポンド三ペンスとなっており、救貧税以外の収入が大きく上回っている<sup>⑮</sup>。

このようにセント・バーソロミュー・エクステンジ教区の場合、救貧目的の資金は、主に救貧税と教区民による寄付からの収入によってまかなわれており、後者が前者を凌駕していく傾向にあったことが窺えるのである。

このようなセント・バーソロミュー・エクステンジ教区の例を、他の教区の例と比較したとき、どのような特徴が浮かび上がってくるか。セント・バーソロミュー教区に隣接するセント・クリストファー・ル・ストックス教区、ならびに、テムズ川南岸サザークのセント・セイヴィア教区内の一地区、パリス・ガーデンの例を取り上

表3 1629年におけるセント・クリストファー・ル・ストックス教区の救貧目的の財源

(単位: £-s-d)

救貧税	37- 0- 2
救貧税以外 [内訳]	15-10- 2
Horspoole 氏の寄付	4- 4- 0
Seward 氏の寄付	0-10- 0
Davis 夫人の寄付	0- 2- 0
ギルドを通じて	
Parson 氏の寄付 (マーチャント・テラーズ・カンパニを通じて)	0-10- 0
Kendrick 氏の寄付 (服地商組合を通じて)	3- 0- 0
聖餐式での献金	6- 0- 2
レント期間中の肉食許可	1- 0- 0
不明	0- 4- 0
合計	52-10- 4

E. Freshfield (ed.), *Accomptes of the Churchwardens of the Paryshe of St. Christofer's in London, 1575-1662* (London, 1885), p.67より作成。

げ、セント・バーソロミュー教区と比較する。セント・クリストファー教区は、セント・バーソロミュー教区と同様、ロンドン市の中心部に位置し、比較的富裕な教区に属するが、セント・バーソロミュー教区に比べて、比較的人口規模が小さいという特徴をもつ<sup>⑩</sup>。それに対して、パリス・ガーデンはテムズ川南岸に位置しており、かなり貧しい地域に属している。パリス・ガーデン地域は、大教区セント・セイヴィア・サザークの一部であるが、この地域の貧民監督官は独自の会計簿をつけており、教区に準ずるものとして、この地域における救貧行政のありかたを再構成できる。セント・バーソロミューを含めたこの三者を比較することで、ロンドンにおける教区のありかたの幾つかのパターンを割り出すことができよう。

セント・クリストファー教区の救貧目的の収入の内訳を詳細に見ると、セント・バーソロミュー教区との相違が鮮明となる。表3は二六二九年のセント・クリストファー教区の救貧目的の収入の内訳を示している。これより、セント・バーソロミュー教区に比べて寄付収入が少ない分、救貧税への依存度が高いことがわかる。セント・バーソロミュー教区との相違として、さらに、聖餐式での献金がかなりのウェイトを占めていることがあげられる。

セント・バーソロミュー教区ではこの種の収入が救貧用に用いられることはほとんどなかったのに対して、セント・クリストファー教区では、聖餐式での献金は、おそらく乏しい寄付収入を補う役割を果たしていたものとおもわれる。

パリス・ガーデンは、テムズ川南岸の貧しい地域に属していたが、そのことはこの地区の貧民監督官の会計簿からも窺える。上の二つの教区と異なるこの教区の特徴は、罰金や貧民の財産の売却益などからの収入が比較的大きな比重を占めていることである。また、この地域内にはスワン座 Swan Theater があり、劇場や役者たちから取り立てた金も救貧にあらわれていたが、当時の役者の身分、品行、評判から考えて、これも罰金の一種とみなし得るかもしれない。とりわけ、教区の定期支給金受給者 pensioners となった貧民の財産を売却して救貧の財源にあてる例が見られるが、これは、先の二教区では見られぬ収入源であり、この地域の貧困の度合い、寄付収入の乏しさなどを物語るものといえる。<sup>10)</sup>

以上の考察の結果から、セント・バーソロミュー教区および、セント・クリストファー教区、パリス・ガーデン地区のいずれにおいても、救貧税が救貧目的の財源として大きな位置を占めていたことが判明する。やはり、ジョーダンの主張は額面通りに受け取ることができないようである。

他方、セント・バーソロミュー教区の場合が如実に示すように、寄付・慈善からの救貧のための収入も増加傾向にあり、この点では、一七世紀前半に、寄付・慈善のピークを見出したジョーダンの説を裏付けている。このようにして、一七世紀の前半には、救貧税収入と寄付・慈善からの収入双方の増大が進行して、救貧財源の全体的充実が実現しつつあったことが窺えるのである。

次に、救貧税以外の財源の内訳は、教区によりさまざまであることが判明した。この相違は教区の置かれた状況の違いを反映していると考えられる。すなわち、救貧税以外の財源は、救貧税による救貧、すなわち「公的な」救貧を補う役割をそれなりに果たしていたわけであるが、その補い方に、教区の個性・独自性が多様に反映されていたのである。



### 第三章 救貧の実態

ここでは教区の救貧活動の恩恵を受けていた人々について考察する。教区における救貧活動には、救貧税を財源とした、定期支給金受給者 pensioners に対するものと、それ以外の財源に基づくものとに区分できる。

まず、定期支給金受給者についてみてみる。セント・パソロミュー・エクステンジ教区の場合、教区会議事録と教区委員会計簿から、一六二六年以降の毎年の定期支給金受給者の人数、支給額が判明する（表4参照）。

当然予想されることだが、定期支給金受給者は、労働不能の老人や病人、子供を多く抱えた寡婦などから成っていた。

たとえば、一六〇〇年の教区委員会計簿には定期支給金受給者一〇組の年齢、家族、病気が否かなどの詳細な情報が記されているが、その年齢は最も若い者で六六歳、最高齢は八五歳となっている。そのうち寡婦は六人含まれる。二組は多くの子供を抱えている。また、病気で労働できないものも二人含まれている。ここに記された年齢がどこまで正確なものであるかは疑問であるが、受給者がいずれも老齢、病身、労働不能などであることがわかる。

定期支給金受給者として受け入れられるために、貧しい教区民は通常、教区会や教区委員、貧民監督官らに請願するケースが多い。たとえば、教区の書記 Smithson の妻は、一六三〇年の夫の死後、定期支給金を求めて請願し、一六三〇年一〇月の教区会で了承されているし、また、一六三四年四月に受給者となった Anthony Hall は、両足を骨折して、労働不能となった結果、教区会に請願して、受給者として受け入れられた。<sup>③</sup>

しかし、場合によっては、請願しても受理されないケースもある。寡婦の Empson は、一六三〇年に救貧を求めて請願したが、却下され、ようやく一六三四年四月になって、受給者一名の死去の後、受給者に加えられている。<sup>④</sup> 定期支給金は、教区民からの毎週の救貧税より捻出されており、支給額の枠が決まっているため、救貧税負担増につながりかねない受給者増加はなかなか認められなかった。その結果、Empson のように受給者の死による空席待ちを強いられるケースも

表4 定期支給金受給者と孤児の人数  
St. Bartholomew Exchange 教区 (1626-1640年)

年	定期支給金受給者数 (毎週の支給額：ペンス)	孤児の人数 (毎週の支給額：ペンス)
1626年	9 (122)	4 (80)
1627	9 (152)	4 (80)
1628	7 (94)	4 (80)
1629	7 (94)	4 (80)
1630	7 (75→63)	5 (100)
1631	8 (70)	6 (110)
1632	8 (60)	9 (174)
1633	6 (44)	9 (174)
1634	8 (63)	7 (136)
1635	8 (53)	8 (134)
1636	8	9
1637	7	8
1638	6	9
1639	6	9
1640	7	11

Vestry Minutes of St. Bartholomew より作成。

見られたのである。

教区から定期的に救貧扶助を受けた者として、定期支給金受給者の他に教区の負担で養われる孤児がいる。一般に成人に比べて孤児の場合、扶助にかかる一人あたりの支出の額が大きいことが知られている。<sup>⑤</sup>表4の成人の受給者と孤児に対する支給額もそれを裏付けている。また、表4より、一六三〇年ごろからセント・バーソロミュー教区で養われる孤児の人数が増加したこと、一六三〇年以後、支給額の点で孤児への支給額が成人へのそれをはるかに上回っていることがわかる。この教区の場合、孤児ひとりあたり原則として週二〇ペンス(年四ポンド六シリング八ペンス)とかなりの高額を支給していたため、孤児の増加は教区の救貧財政に大きな影響を及ぼしかねなかった。事実、一六三〇年には、孤児の増加による救貧支出の増大に対応<sup>⑥</sup>する

ため、成人の定期支給金受給者七人への支給額を週あたり計一二ペンス減額する決定がなされている。<sup>⑥</sup>以上のような救貧税を財源とした救貧活動に加えて、ギルドや教区に委託された基金に基づく定期的な扶助や、病人などに対する臨時の救貧支出も教区の救貧活動には含まれていた。

セント・バーソロミュー・エクステンジ教区がとりわけ寄付収入に恵まれていたことは既に触れた。特に一六三〇年以後、例の教区民 Richard Fishborn が呉服商組合に委託した基金から、年二〇ポンドが救貧用に届けられている。<sup>⑦</sup>また、一六世紀中頃以来、この教区の教区民であった Thomas Ormeston の寄付に基づき、貧民用のパンのために毎週一二ペン

スが分配され、さらにおなじく教区民であった Sir George Barnes の寄付に基づいて貧民用の石炭のために毎週一八ペンスが分配されている。<sup>⑧</sup> これらの寄付の受益者には、救貧税の定期支給金受給者以外も含まれており、救貧税による、比較的固定化された扶助を補う役割を果たしていたことがわかる。たとえば、一六三〇年一月に Fishorn の寄付二〇ポンドが三〇人の貧しい教区民に分配されたが、そのうち定期支給金受給者は七名であった。<sup>⑨</sup>

以上のような定期支給金や寄付の分配のほかに、様々なかたちで教区は貧民の生活を援助していた。その中には、教区が貧民に仕事をさせ、その報酬を支払うことがある。一六〇一年の救貧法に定められているような、教区が原材料を購入して、それを貧民に加工させる、という例は他の多くの教区と同様、セント・バーソロミュー・エクステンジ教区においてもみられない。<sup>⑩</sup> その代わりに、この教区では様々な雑務を貧しい教区民におこなわせ、それに報酬を支払っていた。仕事の内容は男女で異なっており、男性は主に浮浪者監視人、教区からの犬の追い出し、大工仕事、清掃、それに寺男などの役職をあてがわれたのに対して、女性は主に浮浪者監視人の探索、病人の看護、孤児養育などを任された。

まず男性の貧民の仕事について見る。一六世紀後半から一七世紀前半のロンドンにおいて他所から流入する浮浪者の存在が大きな問題であったことはよく知られている。<sup>⑪</sup> ロンドン市の区 ward には治安維持のための役職である治安官 constable がおかれていたが、これだけでは浮浪者問題に十分に対応できぬため、エリザベス期以来、市長の命令で教区内で浮浪者、ごろつき、物乞いを監視する浮浪者監視人 warden が設置されることとなる。<sup>⑫</sup> セント・バーソロミュー・エクステンジ教区の場合、一五八〇年代から一六三〇年代にかけて合計五人の監視人が雇われていた。<sup>⑬</sup> これらの給料の額は一定しておらず、その捻出方法も、監視人みずからが教区民より集金する方法、教区が一括して定額を支払う方法、救貧税その他の地方税 rate の納税額に応じて教区民に課税する方法などさまざまである。注目すべきは、五人のいずれもがこの教区の定期支給金受給者であったことである。この役職の給料はかれら受給者にとって定期支給金からの収入を補う重要な収入源であったと考えられる。事実、この役職就任をめぐる定期支給金受給者間で争いが生じているのである。最も

顕著な例は、一六一七年、前の監視人 Varnam が一部の教区民の支持を後盾に、新たに選ばれた監視人 Tedder の就任を妨害しようとしたケースである。この場合は、教区会の決定により、Varnam 側の主張は斥けられた。<sup>⑭</sup>

他に男性の貧しい教区民の仕事として教区教会の雑務をおこなう寺男がある。セント・バーソロミュー教区の場合、一六一三年まで寺男を務めた William Wharleton やその後を引き継ぎ、一六二九年まで務めた John Varnam など、定期支給金を受けている貧民が寺男となることが多かった。<sup>⑮</sup> また、教区民による貧民向けの寄付においても、寄付者が指定した受益者に教区の書記や寺男が含まれていた。たとえば、先に挙げた Richard Fishborn の遺贈年二〇ポンドの分配のさい、その受益者にはつねに書記と寺男が含まれていた。<sup>⑯</sup> 同様に、Thomas Ormeston や Sir George Barnes の寄付からの毎年の分配においても、書記と寺男が恩恵を受けていた。<sup>⑰</sup> このように、セント・バーソロミュー教区では、寺男は救貧扶助の対象とみなされていたといえる。これには、宗教改革以後、教区の書記や寺男ら、教区教会で雇用される人々の収入が大きく減少したことが関わっているものと考えられる。<sup>⑱</sup>

教区教会の書記、寺男の収入の減少は、女性の貧しい教区民の仕事にも影響を及ぼすこととなる。宗教改革以前には、教区の貧しい女性は聖職者の式服の洗濯・補修や教会で用いるローソクの製造などから報酬を得ていたが、宗教改革以後、書記や寺男がこの種の仕事を新たな収入源としていった。その結果、女性教区民の仕事は、病人看護、孤児養育などに限定されることとなる。

教区の孤児は通常、支度金を付けられて徒弟に出されるまで、女性教区民に預けられた。セント・バーソロミュー・エクスチェンジ教区の場合、女性の定期支給金受給者のほとんどが孤児養育を委ねられ、その費用・報酬を得ている。先に定期支給金の分配において、成人の受給者よりも孤児の方が一人あたりの支給額が多いことを指摘したが、孤児のための支給の一部は、養育にあたった女性の報酬であったと考えられる。<sup>⑲</sup>

また、一六世紀から一七世紀のロンドンを繰り返し襲ったペスト流行のたびに、女性の貧しい教区民が看護係 keepers

for the sick やベスト患者や死者の探索係として起用された。たとえば、一五八二年五月二〇日の教区会では、看護係に指名された女性は、彼女らの奉仕を考慮して、救貧用の現金や石炭の分配において、他の者よりも多く支給されること、昼四ペンス、夜四ペンスの報酬と食事が与えられることが決定されている。<sup>②①</sup>

以上のように、定期支給金以外に教区は貧民を様々なかたちで雇用することにより、彼らへの扶助をおこなっていた。いわば、教区の運営に不可欠の雑務の遂行と救貧とを結合させていたと見ることができよう。

ところで、近世イギリス救貧史研究者のあいだではこの時期の救貧の性格について、社会的コントロール、すなわち当時教区の救貧行政を担っていた、中層の人々の道徳・基準を貧民に押し付けるための手段とみなすべきか、またはすでに慣習的に認められた、いわば貧者の権利のようなものとみなすべきかで意見が分かれている。この点について、セント・バーソロミュー・エクステンジ教区の事例から考察してみたい。

貧しい教区民が、救貧税を財源とした定期支給金のみならず、富裕な教区民による寄付や教区によって提供された仕事にも生活を依存することは、反面、生活全般を教区に依存することとなり、当然、それだけ貧民への教区有力者の支配が強まったことを意味する。事実、その傾向を示す例は数多い。たとえば、先に触れた一五八二年五月二〇日の教区会では、看護係への報酬についての記述の直後に、看護係就任を拒んだ貧しい教区民への救貧を停止すべきことが決定されている。<sup>②②</sup> 教区会に集まった教区の有力者は、救貧停止をちらつかせて、ベスト感染の危険が高い看護係への就任を強要したわけである。その他、歴代の寺男も就任のさいの条件として、「かれらがきちんと振舞うあいだ、そして教区が望むあいだだけ雇う」こととなり、実質上かれらの雇用は教区の意のままであったことが窺える。事実、一六一三年一月二八日には教区会の不興を買った寺男 William Wharleton は、解雇されている。<sup>②③</sup> 他の教区でも事情は同様であったようで、ロンドン東部郊外のセント・ダンスタン・ステプニー教区 St. Dunstan Sepney では、一六〇一年八月二七日の教区会において、寺男が教区委員に悪態をついたなどの理由で突然解雇されている。<sup>②④</sup> 貧しい教区民のおかれた弱い立場を端的に示す

のが、一六〇七年一月一日の教区会議事録の記述である。そこでは一〇人の定期支給金受給者を選んだ後、かれらに秩序だった振る舞いと教区のために最大限奉仕すべきことが伝えられた。<sup>②7</sup> 実際に教区有力者に対して反抗的であるとの理由で定期支給金をカットされた例も多い。<sup>②8</sup>

他方、教区における救貧には一種人道主義的な性格を帯びていたと思わせる部分もある。そのことを顕著に示すのが病人に対する援助である。一般に病人に対する救貧扶助はセント・パソロミュー・エクステンジ教区ではかなり手厚いといえる。一六三一年に定期支給金受給者となった病人の Peter Hatley の場合、以後約二〇年に渡って、定期支給金の他、年二ポンドの家賃と看護費用とが教区から支払われている。<sup>②9</sup> さらに、不品行や怠惰を理由に教区会で非難されたり、定期支給金を停止されたりした者に対しても、かれらがいったん病氣・負傷に陥った場合、教区は意外に手厚い援助をおこなっている。寺男の妻で一六二九年以後寡婦となった Hannah は、教区有力者への反抗、娘の虐待などの件で教区を騒がせ、定期支給金停止を受けたりした人物であるが、一六三七年に彼女が病氣となって以後、教区は彼女に毎週二シリング四ペンス、彼女の看護をする寡婦 Elizabeth (彼女も教区の定期支給金受給者) に毎週二シリングを与えている。<sup>③0</sup>

さらに興味深い例として、先述した寡婦 Elizabeth のケースが挙げられる。彼女は一六三〇年に定期支給金受給を請願したが却下され、ようやく一六三四年に受給をみとめられた。以後 Elizabeth は一六四〇年に死去するまで定期支給金を受けていたのだが、その間教区会により再三注意されたにもかかわらず、リングを往来で強引に売るなどの行為を止めず、ようやく一六三五年五月に教区が彼女の家賃を負担するなど救貧扶助額を増大させることを条件に止めさせることができるのである。<sup>③1</sup> Empson の行為は、教区から救貧扶助額の増額を引き出すための、一種のかけひきとみなすことができる。このような例から、貧しい教区民が救貧扶助を当然の権利とみなしていたであろうことが窺えるのではないか。

以上で見てきたように、救貧税を財源とする救貧には、比較的柔軟性を欠く面があった。主として寄付収入を財源とした救貧扶助は、このような救貧税による貧民救済の欠点を補完する役割を果たしたものと考えられ、やはりこれが、当時

の「公的な」救貧と「私的な」慈善との関係の実態をよく示すものといえるだろう。

また、救貧行政を担った教区の指導層の側には、救貧を通じて貧しい教区民の振る舞い、態度をコントロールしようとする意図が窺えるのであるが、それとは対照的に、救貧扶助を受ける側は、請願を通じて扶助を引き出すなど、援助を当然の権利とみなす傾向もみられ、当時の教区における救貧をめぐるダイナミズムの一端をうかがわせてくれるものとして興味深い。さらにここへ病人の援助の例にみられるように、指導層の温情主義的態度が加わり、事態はより複雑化する。これは次章の寄付・慈善の問題ともかかわってくる。

- ① *Accounts of St. Bartholomew*, p. 8.
- ② *Vestry Minutes of St. Bartholomew*, vol. 1, p. 100.
- ③ *Vestry Minutes of St. Bartholomew*, vol. 1, p. 116.
- ④ *Vestry Minutes of St. Bartholomew*, vol. 1, pp. 101, 116.
- ⑤ Herlan, 'Poor Relief in the London Parish of Dunstan in the West during the English Revolution'; do., 'Poor Relief in London during the English Revolution'.
- ⑥ *Vestry Minutes of St. Bartholomew*, vol. 1, p. 97.
- ⑦ *Vestry Minutes of St. Bartholomew*, vol. 1, pp. 102-103.
- ⑧ *Vestry Minutes of St. Bartholomew*, vol. 1, pp. 108, 112, 120; *Accounts of St. Bartholomew, passim*.
- ⑨ *Vestry Minutes of St. Bartholomew*, vol. 1, pp. 97, 103.
- ⑩ 救貧法(1)の発議が他の教区に比べても余り実施されなかったこと、*ゴッセル*、S. Hindle, 'Power, Poor Relief, and Social Relations in Holland Fen, c.1600-1800', *Historical Journal*, vol. 41 no.1(1998), p. 86; A. Fletcher, *Reform in the Provinces: the Government of Stuart England*, London, 1986, pp. 212-215.
- ⑪ A. L. Beier, *Masterless Men: the Vagrancy Problem in England 1560-1640*, London, 1985, pp. 40-47; 佐藤清隆「近世前期ロンドン」の「秩序」と「無秩序」——半浪・酒場・賭博を中心として——『キリス都市・農村共同体研究会論』「巨大大都市ロンドンの勃興」刀水書房、一九九七年。
- ⑫ Archer, *Pursuit of Stability*, pp. 221-223; K. J. Lindley, 'Riot Prevention and Control in Early Stuart London', *Transactions of the Royal Historical Society*, 5th series, 33 (1983), pp. 117-118.
- ⑬ *Vestry Minutes of St. Bartholomew*, vol. 1, pp. 20, 35, 47-50, 55, 67, 76-77, 84, 89, 111.
- ⑭ *Vestry Minutes of St. Bartholomew*, vol. 1, p. 77.
- ⑮ 同、⑭『*Vestry Minutes of St. Bartholomew*, vol. 1, pp. 70-71.
- ⑯ *Vestry Minutes of St. Bartholomew*, vol. 1, pp. 102-103, 109, 112, 115, 121, 125, 128, 130, 133, 137, 139, 143, 145.
- ⑰ *Vestry Minutes of St. Bartholomew*, vol. 1, pp. 108, 112.
- ⑱ Gibbs, 'Parish Finance and the Urban Community in London, 1450-1620', p. 349; C. S. Schen, 'Women and the London Parishes

1500-1620', in K. L. French, G. G. Gibbs and B. A. Kumin (eds),

*The Parish in English Life 1400-1600*, Manchester, 1997, p. 258.

③ *Vestry Minutes of St. Bartholomew*, vol. 1, p. 105.

④ *Vestry Minutes of St. Bartholomew*, vol. 1, pp. 3, 5, 13, 27, 50, 63, 65, 67.

⑤ *Vestry Minutes of St. Bartholomew*, vol. 1, p. 13.

⑥ J. Boulton, 'Going on the Parish: The Parish Pension and its Meaning in the London Suburbs, 1640-1724', in T. Hitchcock, P. King and P. Sharpe (eds), *Chronicling Poverty: The Voices and Strategies of the English Poor, 1640-1840*, Basingstoke, 1997, pp. 19-46.

⑦ *Vestry Minutes of St. Bartholomew*, vol. 1, p. 13.

#### 第四章 寄付者の実態

かつてW・K・ジョーダンは、一五世紀後半から一七世紀後半のイギリスにおける寄付・慈善活動についての研究において、宗教改革以後、慈善の性格が変化したこと、すなわち、寄付・慈善の重点が教会建築のための寄付などの宗教目的から、救貧・教育など世俗目的にシフトしたこと、また、宗教改革以前の無差別の救貧に代わって、プロテスタントのもとで、救貧の対象の限定がなされるようになり、援助に値する貧民 *deserving poor* のみが救貧の対象とされるようになったことなどを主張した。<sup>⑧</sup> 宗教改革、プロテスタントイズムの影響を重視する寄付についてのジョーダンの見解に対して、その後、幾つかの批判がなされるようになる。

たとえば、J・F・トムソンは、中世史家の立場からジョーダン説批判をおこない、宗教改革以前のロンドン市民による遺言書を検討した結果、宗教上の変化のなかった時期にも慈善・寄付の傾向に変化が見られたこと、また、葬式のさい

⑧ *Vestry Minutes of St. Bartholomew*, vol. 1, p. 71.

⑨ *Vestry Minutes of St. Bartholomew*, vol. 1, p. 70.

⑩ G. W. Hill and W. H. Fere (eds), *Memorials of Stepney Parish* (London, 1890-1), pp. 39-40.

⑪ *Vestry Minutes of St. Bartholomew*, vol. 1, pp. 55-56.

⑫ 葬婦 Varnam ⑬ *Vestry Minutes of St. Bartholomew*, vol. 1, p. 123.

⑭ *Vestry Minutes of St. Bartholomew*, vol. 1, p. 108.

⑮ *Vestry Minutes of St. Bartholomew*, vol. 1, pp. 123, 130; *Accounts of St. Bartholomew*, p. 119.

⑯ *Vestry Minutes of St. Bartholomew*, vol. 1, p. 124.

近世ロンドンの教区における救貧（宮川）

表5 寄付者のリスト  
（セント・バーソロミュー・エクステンジ教区）

年	名前	金額 (£-s-d)	目的
1580	Lady Wilford	20-0-0	救貧
?	Richard Netmaker	20-0-0	救貧
1594	Thomas Danser	1-0-0	救貧
1595	Thmas Cater	50-0-0	説教
1598	Mrs Danser	2-0-0	不明
1598	Mrs Goodman	2-0-0	救貧
1599	Roger Parrat	5-0-0	説教
1599	Roger Parrat	4-0-0	救貧
1599	Mrs Danser	3-0-0	救貧
1600	Elizabeth Can	5-0-0	救貧
1600	Elizabeth Can	5-13-4	説教
1600?	Thomas Webb	13-6-8	説教
1603	George Cater	10-0-0	救貧
1603	William Hill	2-0-0	救貧
1604	Sir John Hart	3-6-8	救貧
1608	Sir Gyles Howland	3-6-8	救貧
1609	Mr Frithe	0-16-8（毎年）	説教
1609	Mr Frithe	1-10-0（毎年）	救貧
1611	Leonard White	20-0-0	説教
1617	Thomas Church	10-0-0	不明
1620	Samuel Hears	10-0-0	不明
1620	Philip Sparck	10-0-0	不明
1621	Mary White	10-0-0	教会建築
1621	Richard Sprengam	20-0-0	不明
1623	Mr Bramley	3-18-0	不明
1624	Dr Hill	10-0-0	不明
1624	Zachary Heylin	10-0-0	救貧
1626	Robert Ducey	5-0-0	救貧
1627	John Brown	25-0-0	救貧

の施しについて、宗教改革以前にも受益者の限定がなされていることなどを明らかにした。それにより、トムソンは慈善・寄付の変化をもたらしたのは、プロテスタントイイズムの教義ではなく、むしろ当時の社会的状況の変化ではないか、との指摘をおこなっている<sup>②</sup>。

ジョーダン説への批判は、一六世紀前半のロンドンを対象としたS・ブリッグデンや一六世紀後半のロンドンを対象としたI・アーチャーらの研究によってもなされている。両者とも寄付・慈善の目的が世俗的傾向を帯びていくことについて

年	名 前	金額 (£-s-d)	目的
1627	Mrs Parrat	2-0-0	救貧
1627	Sir Henry Martin	25-0-0	救貧
1627	John Woodward	6-0-0	説教
1628	Sir Thomas Moulson	2-0-0	救貧
1629	John Milward	20-0-0	不明
1629	John Woodward	5-0-0	不明
1629	Ellyn Woodward	10-0-0	不明
1629	William Lee	1-0-0	不明
1630	Sir Thomas Moulson	1-16-0	救貧
1630	Richard Fishborn	500-0-0	説教
1630	Richard Fishborn	400-0-0	救貧
1630	Richard Crawshaw	16-0-0	救貧
1631	Richard Crawshaw	150-0-0	救貧
1631	Richard Crawshaw	50-0-0	教会建築
1631	Richard Crawshaw	20-0-0 (毎年)	説教
1631	John Eaglesfield	3-0-0	救貧
1632	William Drew	10-0-0	救貧
1634	Hugh Perry	270-0-0	説教
1636	Thomas Mustard	10-0-0	救貧
1636	William Angel	2-0-0	救貧
1636	Thomas Jesson	70-0-0	救貧
1636	Arthur Weale	1-0-0	救貧
1638	Mr Hill	2-0-0	救貧
1638	Richard Couper	1-0-0	救貧
1638	Mr Cambell	5-0-0	救貧
1639	Sir Thomas Moulson	5-0-0	救貧
1640	Lady Cambell	2-0-0	救貧
1640	Sir Edward Warder	1-0-0	救貧

*Vestry Minutes of St. Bartholomew* および *Accounts of St. Bartholomew* より作成。

てはジョーダンに同意する。ブリックゲデンは、遺言書の分析に基づき、宗教改革前後のロンドン市民の慈善・寄付について考察した結果、宗教改革以後、救貧目的の遺贈をおこなう者の割合が増加することを明らかにした。また、アーチャーはこの傾向がエリザベス期にも継続するとの主張をおこなっている。しかし、二人ともこの救貧目的の慈善の増加の原因をプロテスタントイズムにのみ求めるのではなく、当時のロンドン市民が増大する救貧の負担に多様な対応を示したことが大きいとの解釈を採っている<sup>③</sup>。

では、当時の寄付者の実態はいかなるものか。以下は、このような一般論を、教区の寄付者の実状を詳しく分析することにより、検証しようとする試みである。

まず、セント・バーソロミュー・エクステンジ教区における寄付の動向について見ておく。表5は、一六四〇年までの教区会の議事録と教区委員会簿に記された教区への寄付者とその目的とをまとめたものである。寄付には、一回きりのもの、その寄付を基本財産として長期に渡って収入をもたらすものなど様々であるが、ここではそれらを区別せず、すべて一件として数えている。また、寄付の金額も数ポンドから数百ポンドまでまちまちであるが、これも金額に関わらずすべて一件として数える。

寄付の特に集中した時期として、一五九〇年代から一六〇〇年代初めと、一六二〇年代から一六三〇年代にかけての時期が挙げられる。

また、寄付の目的は、ほとんどが救貧用もしくは説教用で、教会建築のためのものはごく僅かである。では、これらの寄付者の動機はどのようなものであったのか。教区会議事録には、遺贈者の遺言書の写しが添付されたり、寄付者の意向についても記述が見られる。これらの記述を手がかりに動機の問題を検討してみよう。

当然考慮すべきなのは、自らの属する地域社会への愛着であろう。G・ギブスによる一五世紀後半から一七世紀前半のロンドンの諸教区についての研究では、法的に強制されることなしになされる寄付は、集団としての教区のみよりの強さを示すバロメーターの一つとされている<sup>④</sup>。たしかに多くの寄付を集めたセント・バーソロミュー・エクステンジ教区では、富裕な教区民が教区という地域社会の統合の問題に大きな関心を寄せていたことが窺える。

たとえば、市参事会員代理なども務め、一六三一年に死去した、Richard Cawshaw は、救貧用に五〇ポンドを遺贈したが、そのさい、遺言執行人に対して、教区に古くから住んで、彼ともなじみの深い三人の貧しい教区民に特別の配慮をするように、要望している<sup>⑤</sup>。この例からも、教区およびそこに住む人々への配慮という、いわば寄付の原点ともいべき

動機が確認できよう。

このことと関連して、教区という地域社会における死者の記憶の永続化を願うメンタリテイも動機の一つに数えることができよう。エリザベス期のロンドン富裕市民の遺言書を分析したD・ヒックマンによれば、遺言者により施しを受けた者が、遺言者の魂の救済のために祈った宗教改革以前と同様、エリザベス期の遺言者にとつてもこの動機が依然重要であったという<sup>⑥</sup>。たとえば、セント・バーソロミュー・エクステンジ教区の場合、一六〇一年頃に死去したThomas Webbが、一三ポンド六シリング八ペンスを教区に遺贈して、そこからの収入、年一〇シリングで毎年彼の命日に少なくとも神学士の学位を有する者により、説教がなされること、ならびに残りの金を教区のために用いるべきことを指示している例が見られる<sup>⑦</sup>。残りの収入年三シリング四ペンスは救貧用資金にまわされた。また、一六一五年に死去した小間物商人組合のWilliam Jonesは、同組合の貧しいメンバーのために年金を寄付したが、その受益者は、「キリスト教の教えを受けるため、そして、寄付者をしてかくも有徳かつ恵み深くさせた全能の神への感謝をささげるために」、セント・バーソロミュー・エクステンジ教区教会での毎週の説教に出席することが求められた<sup>⑧</sup>。

さらに自らの慈善・寄付を先例として、後進により、さらなる寄付がなされることを期待することも寄付の動機として挙げるべきであろう。この顕著な例が前にも挙げたRichard Fishornである。彼は、セント・バーソロミュー・エクステンジ教区の貧民のために毎年二〇ポンドの金が分配されるべく呉服商組合に遺贈をおこなったが、その遺言書において、「自分の寄付が、他の富裕な教区民による献金や救貧税納税を減少させることのないように、むしろ、毎年の救貧を増加させるように」配慮するよう、教区民に対して要請している<sup>⑨</sup>。この教区の慈善・寄付収入の多さ（とりわけ一六二〇年代後半から一六三〇年代における）は、このFishornのような人物の期待が裏切られることがなかったことを示しているのではないか。

このように、慈善・寄付が、寄付者の（死後の）名誉・評判を高め、後進への模範となることを期待されていたとすれ

ば、当然、寄付行為をおおやけに知らしめることが重要視されることとなる。この時代に個人の追悼説教 [funeral sermon] が盛んに刊行された事実はこのことを裏付けているといえる。

追悼説教は、イングランドでは一三世紀頃にはなされるようになり、聴衆に死者の魂のために祈るよう勧めたり、死、最後の審判、天国、地獄などについて考えるよう促すのが中心的テーマであった。宗教改革以後、ジョン・ノックスやトマス・カートライトら急進的プロテスタントによって、聖書の裏付けのないこと、カトリック的傾向などを理由に激しい批判を受けることになるが、国教会主流は、教化の手段として追悼説教を支持した。とくに一七世紀以後、刊行されるものも多くなり、一七五〇年までに実に一三〇〇点以上が刊行された。<sup>⑩</sup>

追悼説教の構成は、通常、聖書に基づいて、キリスト教の教えについて解説する部分と、故人について述べる部分とからなっていた。あくまでも主要なのは、前者の教義の解説部分であって、故人の称賛は二の次とされた。特に一六世紀にはこの傾向が強かったが、一七世紀以後、故人の伝記的要素が強まっていく。<sup>⑪</sup>

故人について触れる場合、単に故人を称賛するのではなく、あくまでも聴衆に対して模範を示すことが意図されていた。主に取り上げられる対象としては、故人の家系、教育、公的な活動・役職、信仰、そして慈善・寄付行為があった。とりわけ、慈善・寄付行為については、故人による寄付の詳細なリストが付されていることが多かった。いわば慈善行為の実例を示すことにより、聴衆にさらなる慈善を促す意図がこめられていたわけである。ロンドン市民 John Kendrick のように、遺贈について詳細に記した遺言書を刊行するものもあった。彼の遺言書の副題は、「永久に記憶し、模倣されるに値する、特筆すべき慈善の行為に満ちた」となっており、これが人々への模範を示す意図で刊行されたことは明らかである。<sup>⑫</sup>

セント・バートロミュー・エクステンジ教区の教区民で、その追悼説教が刊行された人物の一人として、一六二五年に死去した例の Richard Fishburn がいる。かれの追悼説教では、全四五ページのうち、約一五ページが故人の伝記的部

分にあてられている。ここでは、ハンティンドンでの誕生にはじまり、ロンドンでの徒弟修業、信仰生活など、かれの人生の多様な側面が取り上げられている。とりわけ目を引くのは、FISHBORNの慈善活動であり、総額一万ポンド以上にのぼる寄付が詳細なリストによって記されている。その内訳の主なものを挙げると、呉服商組合に対して、若いメンバーの資金としてならびに貧しいメンバーの援助のために二〇〇ポンド。ロンドンの四つのホスピタルに対して合計約一〇〇ポンド。彼の出身地のハンティンドンへ施療院、学校、説教師職のために二〇〇ポンド。セント・バーソロミュー・エクステンジ教区に対しては救貧および説教師職維持のために九〇〇ポンドの寄付がなされている。<sup>③</sup>

このような追悼説教において、慈善・寄付行為の模範例が示され、称賛されたため、さらに一部の追悼説教が刊行されさえしたため、故人の先例が多くの人々にモデルを提供して、さらなる寄付を促していったものと考えられる。先に見た一六二〇年代から一六三〇年代にかけてのセント・バーソロミュー・エクステンジ教区における寄付の増加も、このような文脈の中に位置付けられるのである。教区における寄付や遺言の実例をこのように詳しく検討すると、寄付の動機は、本章のはじめに整理した諸研究が述べる以上に複雑化していることが判明する。しかし、ここから浮かび上がる寄付の動機の特徴は、宗教的か、世俗的かのいずれかというのではなく、宗教の装いを残し、それを利用しつつも、実態においては世俗の方向へと傾斜していく様相を呈していたといえよう。

- ① Jordan, *Philanthropy in England*, pp. 146-147; W. K. Jordan, *The Charities of London, 1480-1660: the Aspirations and Achievements of the Urban Society*, London, 1960, p. 87.
- ② J. A. F. Thomson, 'Piety and Charity in Late Medieval London', *Journal of Ecclesiastical History*, vol. 16 (1965), pp. 178-195.
- ③ S. Brigden, 'Religion and Social Obligation in Early Sixteenth-Century London', *Past and Present*, no. 103 (1984), pp. 103-108; Archer, *The Pursuit of Stability*, pp. 163-164, 166-168.
- ④ Gibbs, 'Parish Finance and the Urban Community in London, 1450-1620', pp. 301-305.
- ⑤ *Vestry Minutes of St. Bartholomew*, vol. 1, p. 108.
- ⑥ D. Hickman, 'From Catholic to Protestant: the Changing Meaning of Testamentary Religious Provisions in Elizabethan London', in Nicholas Tyacke (ed.), *England's Long Reformation 1500-1800*, London, 1998, pp. 124-126.
- ⑦ *Vestry Minutes of St. Bartholomew*, vol. 1, p. 45.

- ⑧ *Vestry Minutes of St. Bartholomew*, vol. 1, p. 74; I. Archer, *The History of the Haberdashers' Company*, Chichester, 1991, p. 74.
- ⑨ *Vestry Minutes of St. Bartholomew*, vol. 1, p. 98.
- ⑩ R. Houlbrooke, *Death, Religion and the Family in England 1480-1750*, Oxford, 1998, pp. 296-298.
- ⑪ Houlbrooke, *Death, Religion and the Family in England 1480-1750*, p. 297. (Houlbrookeによると、多くの追悼説教において、故人にいつ触れた部分は全体の四分の一から三分の一程度であった。Houlbrooke, *Death, Religion and the Family in England 1480-1750*, p. 311.)
- ⑫ *The Last Will and Testament of Mr. John Kendrick Late Citizen and Draper of London*, London, 1625.
- ⑬ Nathaniel Shute, *Corona Charitatis, the Crowne of Charitie*, London, 1626, pp. 33-34.

おわりに

以上の考察から、一六世紀後半から一七世紀にかけてのイギリスでは、救貧税が救貧の重要な財源として定着していった一方で、私的な慈善・寄付の果たす役割も依然大きかったことがわかる。その結果、救貧法に基づいた救貧扶助に加えて、貧しい教区民の状態に応じて、さまざまな扶助が臨機応変になされることができたのであって、そこに救貧法による「公的な」救貧と私的慈善・寄付による扶助との有機的な補完関係を確認することができた。また、教区は、救貧を通じての社会的コントロールと、救貧扶助を貧者の権利とみなす貧しい教区民との間におけるダイナミックなせめぎあいの場であったというのも興味深い。教区の富裕層による寄付・慈善の動機については、先行研究が触れることのない、地域社会に根ざしたローカルな諸要因が果たす重要な役割を具体例によって明らかにした。

一六世紀後半以後のイギリスにおいて、慈善・寄付行為をめぐる多様な *polemical* な言説が存在したことは第一章でみたとおりである。本論の考察は、あのような、いわば同時代人たちによる「自己評価」に対して明確な判定を下すには至っていないかもしれない。しかし、救貧の現状を衰退・沈滞とみる方向の評価に対しては、教区の救貧の現場検証の結果から異論を唱えることはできるだろう。

一方、そもそも教区とは教会の単位であり、宗教活動がその本来の機能・役割であつてみれば、慈善・救貧行為を支える宗教的思想・理念についての体系的考察が必要となろう。とくに一六世紀のイギリスでは、宗教改革の結果、貧民観、救貧観に大きな変化が生じたことが予想される。このような思想的背景を明らかにしたうえで、今回の教区レベルの救貧・慈善の実態についての論考を再検討することを今後の課題としたい。

(京都市立芸術大学非常勤講師)

Bürgern als Ideal angesehen. Für die städtischen Behörden war auch die Ausgabe des Pflegegeldes, das die Armenverwaltung den Bewohnern der Familienhäuser gab, ein fatales Ereignis. Die Beamten aber, die mit den Familienhäusern in dienstlichem Kontakt standen, sympathisierten ein wenig mit dessen Bewohnern. Vor den schliesslichen Aktionen dieser Behörden suchten zwei Vermieter, ihre Mieteinnahmen zu sichern. Aber die Bewohner revoltierten gegen die Versuche der Vermieter oder der Behörde, die mit ihren wirtschaftlichen Interessen im Widerspruch standen.

Im Jahre 1828 hatte dann das Polizeipräsidium erfolgreich ein Reglement erlassen können, dass die Aftermiete von diesem Zeitpunkt an verbot. Dieses Verbot konnte auch durchgesetzt werden. Mehr aber konnte von seiten dieser Behörde nicht unternommen werden, trotz des zweimaligen Aufbruchs und der Cholera-Epidemie im Jahre 1831. Der Magistrat, die Armenverwaltung und das Polizeipräsidium hatten in den 20er Jahren das 19. Jahrhunderts mit der Wohnungsreformbewegung um die Mitte des 19. Jahrhunderts in Berlin die Reformkonzepte, die Angst vor den Gefahren der Familienhäuser und die Betonung von bürgerlichen Werten gemeinsam. Daraus kann man schliessen, dass beide Bewegungen Teil der gleichen Reaktion der Berliner Bürgergesellschaft auf die Wohnungsfrage waren.

## Poor Relief in the Early Modern London Parish

by

MIYAGAWA Tsuyoshi

The problem of poor relief was getting severer in late 16<sup>th</sup> and early 17<sup>th</sup> century England. Many authors and preachers were concerned about the problem of charity and poor relief. This article is a discussion of the function of the parish in poor relief in late 16<sup>th</sup> and early 17<sup>th</sup> century England. The parish in England was not only an essential unit on which the system of Elizabethan poor-law depended, but also the milieu in which private charity united the rich and the poor. This article mainly focuses on the parish of St Bartholomew Exchange in London and tries to explore the various aspects of poor relief in this parish, namely the resources of poor relief, the recipients of aid and the motives of

donors. Through the intensive research on a parish, we can understand how the public social welfare based on the poor rate and the various kinds of aid based on private charity co-operated in the forefront of relief of the poor.

A study for reconstruction of the historical view about the establishment  
process of Syugendo:the emergence and development of Genja

by

TOKUNAGA Seiko

This study, based on a search of literary sources, aims to review the assumption that Syugendo was established in the Heian era by the Genja, for whom, like their supposed successors, the Syugenja, discipline on holy mountains and Genryoku (supernatural power) were the essential characteristics.

The study revealed that the word “Genja” meant faith healers who practiced Kaji cures (sorcery cures) without regard for the experience of discipline on holy mountains. The term appeared in the 10th century, when the Tendai school formed a new religion which used Yorigito (the cure using Yorimashi).

Also revealed was that originally there existed no significant relation between discipline on holy mountains and Genryoku. In the Nara era, faith healers were primarily required to fulfill the Buddhist self-improvement, Jogyo (leading an immaculate life) and Jikai (observing dharma). However, as demand for Kaji cures grew and discipline on holy mountains became active and methodically established, request for Jogyo and Jikai declined to a secondary position behind Genryoku.

The development of Kaji cures and discipline can be seen as a deviation from esoteric Buddhism. The emergence of the Genja represents the diversification and the expansion of esoteric Buddhism in the 10th century, rather than a simple improvement in discipline.